

一 定款又は法人登記簿の謄本（資本又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人登記簿の謄本及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては通商産業省令で定める書面）

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては通商産業省令で定める書面）

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

（出願審査の請求の手数料の減免）

第一条の四 特許庁長官は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

第二条の二を次のように改める。

（実用新案技術評価の請求の手数料の減免）

第二条の二 実用新案法第五十四条第九項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所又は居所

二 当該実用新案登録出願の表示又は当該実用新案登録の登録番号

三 実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由

2 前項の申請書には、申請人が生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあつては第二号の書面を添付しなければならない。

一 当該扶助を受けていることを証明する書面

二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面

第五条第一項の表第一号中、「千五百円」を、「千二百円」に改める。

（特許登録令の一部改正）

第六条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中、「平成二年法律第三十号」の下に、「以下この条において「特例法」という。」を加え、「同法」を、「特例法」に改め、同条第三項中、「その原本」の下に、「（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）を加える。

（実用新案登録令の一部改正）

第七条 実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「平成二年法律第三十号」の下に、「以下この条において「特例法」という。」を加え、「同法」を、「特例法」に改め、同条第三項中、「その原本」の下に、「（特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）を加える。

（意匠登録令の一部改正）

第八条 意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「見本」を、「見本、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）以下この条において「特例法」という。）の規定により図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）に改め、同条第三項中、「その原本」の下に、「（特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）を加える。

（商標登録令の一部改正）

第九条 商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「もの」の下に、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）以下この条において「特例法」という。）の規定により商標登録を受けた商標が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）を加え、同条第三項中、「その原本」の下に、「（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）を加える。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（特定手続の指定）

第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないで手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一 特許出願

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願

四 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

五 商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）（附則第三条第一項（同法附則第二十三条で準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

六 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出

七 特許法第三十条第四項（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

八 意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）（第四条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

九 商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

十 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規定による書面の提出

十一 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出